

標記争議ニ就テハ既報ノ後、其ノ後、經過左記ノ通
記

一、經過

1) 勞働者側

自議團幹部ハ暴行事件(既報)ノ為檢挙取調ヘテ受
ケ居リ目下具體的行動ナク、自議團本部モ七日閉鎖
シタルモ幹部釋放後ハ頑強ニ抗争スヘク決意シ且
ツ文部(通)省ニ對シ陳情シ或ハ新聞社ニ對シ工事展
面ノ暴露ヲ為ス等、意圖ヲ有スルヲ以テ動靜注意中
ニ、事業主側

芝江組ニテハ、自議團ノ一時的行動休止ヲ好機トシ

事業完成ニ全力ヲ注キ、ソリ

右及申(通)報候也

勞務第一二四ノ辨

昭和五年四月十八日

警視總監

丸山 鶴吉

AA

文部大臣田中隆三殿

内務大臣安達謙藏殿

社會局長官殿

大坂神奈川府縣警殿

高等商船學校寄宿舎建築場ノ勞働争議ニ關スル件

(第三報解決)

要旨

(1) 折衝等ニ於テ紛擾結果、果實者等會見折衝二十五日全千四百円ヲ支給シ解決ス
(2) 芝江等ニ於テ暴行事件ニ就テ、六名罰金處分ヲ受ク

標記争議ニ就テハ既報ノ後、其後解決スルニ至リシルカ狀況左記
ノ通りニ有之